公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１９５号
宮城県大崎市古川駅南１丁目53番地、従前の住所宮城県大崎市古川前田町１番28号
債務者　佐々木　榮
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
神戸市西区玉津町今津588番地の６
債務者　山本建築こと　山本　邦之
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７４３号
兵庫県姫路市緑台１丁目７番20号、従前の住所兵庫県多可郡多可町八千代区下野間525番地３
債務者　藤田　隆雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７０号
兵庫県たつの市龍野町中井868番地６
債務者　長友　英基
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第２９４９号
名古屋市名東区平和が丘２丁目108番地の２
債務者　関　　京子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　和永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４４号
沖縄県那覇市字天久895番地７ラフィーネ天久302
債務者　備瀬知侑こと　備瀬　知侑
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤嶺　朝子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３４７８号
札幌市南区藤野３条２丁目１番50号　セントレジス202号
債務者　滝川由美子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畔木　康裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７２号
神奈川県綾瀬市落合南２丁目24番11号、住民票上の住所神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目15番29号
債務者　比留川恵子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　友晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３６号
奈良県橿原市上飛驒町188番地
債務者　田仲　喜代
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
奈良県橿原市太田市町226番地の18　太田市荘園内
債務者　河合　伸二
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
青森県八戸市吹上１丁目４番33号、前住所青森県八戸市是川３丁目５番地２
債務者　尾嵜　節子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２７９９号
名古屋市緑区太子１丁目298番地
債務者　中島由美子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９０７号
愛知県あま市七宝町下田我原裏1493番地
債務者　平野　町子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９５８号
愛知県愛西市草平町新佐屋川30番地１　草平団地２―307
債務者　宇佐見謙三
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９９５号
名古屋市西区城西４丁目４番１号　ジローズ浄心311号
債務者　吉留　直人
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川一裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１６号
静岡県焼津市柳新屋282番地の１　サンライズ西焼津103号
債務者　深見　　旭
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部